

（参考）調査の沿革等

1 調査の沿革

この調査は、昭和23年7月に第1回が行われ、毎年1回（昭和25年は2回）実施されており、本年調査は数えて74回目に当たる。初期のころは、戦後の社会経済の変動期に対応した調査の揺らん期であって、調査内容、調査時点、調査対象事業所の規模等についても、一定ではなかったが、回を重ねるにつれて次第に規模も拡大し、特に昭和28年調査からは、それまで人事院と各都道府県及び五大市の人事委員会が、それぞれ別個に行っていた大同小異の調査を合わせて一本とし、これら人事委員会と合同して調査に当たることとなり、調査規模も飛躍的な発展を遂げた。その後、昭和31年に仙台市人事委員会、昭和39年に北九州市人事委員会、昭和47年に札幌市、川崎市及び福岡市の各人事委員会、昭和48年に沖縄県人事委員会、昭和54年に特別区人事委員会、昭和55年に広島市人事委員会、平成4年に千葉市人事委員会、平成7年に熊本市人事委員会、平成12年に和歌山市人事委員会、平成15年にさいたま市人事委員会、平成17年に静岡市人事委員会、平成18年に堺市人事委員会、平成19年に新潟市及び浜松市の各人事委員会、平成21年に岡山市人事委員会、平成22年には相模原市人事委員会が調査に加わり、現在は69の人事委員会と共同で調査に当たっている。

調査対象とする事業所の規模は、昭和39年までは「事業所規模50人以上」、平成17年までは「企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上」としてきたが、平成18年からは、「企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上」とした。調査対象産業は、従来、官民の給与比較の対象としている事務・技術関係職種の従業員が少数であると考えられていた産業を除外していたが、調査の精確性を確保しながらできるだけ広く民間給与の実態を把握し、より適正に公務の給与に反映させるために、平成25年からは、対象を全産業に拡大した。調査対象従業員の範囲は、平成18年にスタッフ職等の従業員を含め、平成26年からは、基幹となる役職段階（部長、課長、係長、係員）が置かれている事業所において、部長と課長の間など、それぞれの役職の間に位置付けられる従業員を含めることとした。なお、調査方法、調査内容についても年々検討を加え、現在では、特色ある給与調査の一つとして、民間企業等における給与決定の基礎資料としても広く活用されている。

これまで行った調査の実施状況の概要は、次表のとおりである。

<調査実施状況>

調 査 年 次	調 査 時 点	調 査 職 種 数	標 本 事 業 所 数	調 査 実 人 員
	年 月	職 種	事 業 所	人
第 1 回	昭和23. 7	25	391	427
第 2 回	24. 4	45	1, 776	3, 781
第 3 回	25. 5	66	784	14, 399
第 4 回	25. 9	100	1, 592	82, 483
第 5 回	26. 3	42	771	7, 432
第 6 回	27. 3	60	1, 116	38, 049
昭 和 28 年	28. 3	76	4, 741	96, 528
昭 和 29 年	29. 3	72	4, 647	160, 429
昭 和 30 年	30. 3	68	4, 374	132, 260
昭 和 31 年	31. 3	63	4, 477	123, 236
昭 和 32 年	32. 3	57	4, 688	123, 574
昭 和 33 年	33. 3	116	6, 128	128, 260
昭 和 34 年	34. 3	93	6, 321	346, 512
昭 和 35 年	35. 4	83	6, 202	273, 269
昭 和 36 年	36. 4	88	6, 248	324, 653
昭 和 37 年	37. 4	87	6, 524	367, 319
昭 和 38 年	38. 4	88	6, 751	369, 786
昭 和 39 年	39. 4	91	5, 369	399, 452
昭 和 40 年	40. 4	91	6, 325	457, 018
昭 和 41 年	41. 4	91	6, 555	445, 093
昭 和 42 年	42. 4	91	6, 682	446, 005
昭 和 43 年	43. 4	91	6, 846	473, 989
昭 和 44 年	44. 4	91	6, 987	505, 101
昭 和 45 年	45. 4	91	7, 157	534, 276
昭 和 46 年	46. 4	91	7, 204	547, 897
昭 和 47 年	47. 4	91	7, 252	542, 488
昭 和 48 年	48. 4	91	7, 433	541, 489
昭 和 49 年	49. 4	91	7, 367	558, 486
昭 和 50 年	50. 4	91	7, 328	521, 903
昭 和 51 年	51. 4	91	7, 443	487, 197
昭 和 52 年	52. 4	91	7, 499	505, 075
昭 和 53 年	53. 4	91	7, 564	500, 655
昭 和 54 年	54. 4	91	7, 594	495, 805
昭 和 55 年	55. 4	91	7, 624	513, 887
昭 和 56 年	56. 4	91	7, 599	535, 881
昭 和 57 年	57. 4	91	7, 624	535, 679
昭 和 58 年	58. 4	91	7, 624	521, 939

調 査 年 次	調 査 時 点	調 査 職 種 数	標 本 事 業 所 数	調 査 実 人 員
	年 月	職 種	事業所	人
昭 和 59 年	昭和59. 4	91	7, 634	516, 768
昭 和 60 年	60. 4	91	7, 654	522, 635
昭 和 61 年	61. 4	91	7, 664	539, 988
昭 和 62 年	62. 4	91	7, 684	531, 229
昭 和 63 年	63. 4	91	7, 684	532, 246
平 成 元 年	平成元. 4	91	7, 647	566, 193
平 成 2 年	2. 4	91	7, 662	609, 648
平 成 3 年	3. 4	91	7, 652	650, 770
平 成 4 年	4. 4	91	7, 672	653, 046
平 成 5 年	5. 4	91	7, 677	613, 625
平 成 6 年	6. 4	91	7, 672	507, 657
平 成 7 年	7. 4	90	7, 527	459, 989
平 成 8 年	8. 4	90	7, 677	496, 115
平 成 9 年	9. 4	94	7, 652	495, 608
平 成 10 年	10. 4	94	7, 592	500, 549
平 成 11 年	11. 4	94	7, 566	473, 871
平 成 12 年	12. 4	94	7, 556	461, 844
平 成 13 年	13. 4	94	7, 546	441, 971
平 成 14 年	14. 4	94	7, 886	395, 310
平 成 15 年	15. 4	94	8, 054	361, 484
平 成 16 年	16. 4	77	8, 143	359, 348
平 成 17 年	17. 4	76	8, 280	354, 256
平 成 18 年	18. 4	76	10, 174	430, 686
平 成 19 年	19. 4	78	10, 154	428, 916
平 成 20 年	20. 4	78	11, 037	443, 867
平 成 21 年	21. 4	78	11, 100	463, 712
平 成 22 年	22. 4	78	11, 135	454, 619
平 成 23 年	23. 4	78	10, 497	432, 255
平 成 24 年	24. 4	78	11, 085	468, 656
平 成 25 年	25. 4	78	12, 510	493, 471
平 成 26 年	26. 4	76	12, 358	502, 806
平 成 27 年	27. 4	76	12, 311	500, 331
平 成 28 年	28. 4	76	11, 711	494, 805
平 成 29 年	29. 4	76	12, 367	528, 798
平 成 30 年	30. 4	76	12, 479	534, 131
平 成 31 年	31. 4	76	12, 549	554, 545
令 和 2 年	令和2. 4	54	11, 970	432, 555

2 調査の特色

この調査は、公務に類似する職務に従事する民間従業員の給与の実態を明らかにし、公務員の給与が適当であるかどうかを検討する際の基礎資料を得るためのものである。すなわち、民間企業従業員の給与について職種別に調査することがこの調査の大きな特色である。なお、ここでいう「職種」とは、「事務部長」、「事務課長」、「事務係長」等のように職種を始め役職段階を含めた概念である。

この調査の特色について主な点を挙げれば次のとおりである。

- (1) 公務と同種・同等の者同士による給与比較ができるよう調査職種を設定し、当該調査職種に該当する従業員について調査を行っていること。
- (2) 職種としては、公務の行政職俸給表(一)と類似すると認められる事務・技術関係職種のほか、研究員、教員等についても把握していること。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院を調査対象から除外したことに伴い、医療関係職種は調査指定職種から除外した。
- (3) 給与額については、給与総額のほか、その内数として時間外手当及び通勤手当についても調査集計していること。
- (4) 集計は、企業規模別、学歴別、年齢別に行っていること。
- (5) 従業員別に調査する事項のほか、賞与の支給状況や諸手当の制度など事業所単位に給与等に関する事項の調査を行っていること。